令和４年度整備主任者研修（法令研修）の開催について

愛媛運輸支局

標記について、下記のとおり開催します。
（※１．（１）．研修日時及び場所を追加更新（令和４年１２月１２日））

記

※実施方法に関し「緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置」の対象地域となった場合は、その期間中、実施方法が変更となる場合があります。

１．各事業場に選任されている整備主任者のうち、代表者１名を対象とする支局が行う

【重要】　別添　令和４年度整備主任者法令研修実施要領第２　1.）

※事業場１名の受講としてください。
当日本人確認を致します。運転免許証等（写真入りで本人確認できるものに限る）をお持ちください。
また、定められた対象地区での受講をお願いします。会場の定員を超過した場合によっては受講できない場合があります。（予約制ではありません）

（１）．研修日時及び場所

※定員数は１回当たりの人数です。西条地区の方は東予自動車会館で受講お願いします。

日付	時間・対象地区	対象	場所（会場） ※変更になる場合があります。	定員
10 月 24 日（月）	午前の部：10:00~12:00（大洲東、大洲西、三瓶） 午後の部：14:00~16:00（内山、野村）	西予	西予支部研修センター （西予市宇和町東多田 38－2）	40 名
10 月 26 日（水）	午前の部：10:00~12:00（城南、11 号線（東温市）） 午後の部：14:00~16:00（城北、56 号線（東垣生、西垣生））	松山	愛媛県自動車整備振興会 （松山市森松町 1075－2）	72 名
10 月 27 日（木）	午前の部：10:00~12:00（川之江、伊予三島（松村町、下柏町）） 午後の部：14:00~16:00（伊予三島（その他）、土居）	四国中央	川之江ふれあい交流センター大会議室（四国中央市川之江町 4069－1）	50 名
10 月 31 日（月）	午前の部：10:00~12:00（朝倉、今治中央） 午後の部：14:00~16:00（今治北、大三島）	今治	今治市越智郡自動車整備事業協同組合（今治市阿方 592－1）	40 名
11 月 1 日（火）	午前の部：10:00~12:00（11 号線（松山市）、56 号線（空港通）） 午後の部：14:00~16:00（城西、56 号線（北斎院、南斎院、高岡、南吉田））	松山	愛媛県自動車整備振興会 （松山市森松町 1075－2）	72 名
11 月 4 日（金）	午前の部：10:00~12:00（西条） 午後の部：14:00~16:00（西条西）	西条	東予自動車会館 （新居浜市本郷 3 丁目 5－35）	70 名

11月7日（月）	午前の部：10:00~12:00（宇和） 午後の部：14:00~16:00（長浜、八幡浜）	西予	西予支部研修センター （西予市宇和町東多田38－2）	40名
11月10日（木）	午前の部：10:00~12:00（宇和島中部、鬼北） 午後の部：14:00~16:00（宇和島東部）	宇和島	道の駅　津島やすらぎの里 （宇和島市津島町高田甲830－1）	40名
11月11日（金）	午前の部：10:00~12:00（今治南、大西・菊間） 午後の部：14:00~16:00（今治東、大島）	今治	今治市越智郡自動車整備事業協同組合（今治市阿方592－1）	40名
11月14日（月）	午後の部：14:00~16:00（大洲中央、半島）	西予	西予支部研修センター （西予市宇和町東多田38－2）	40名
11月16日（水）	午前の部：10:00~12:00（33号線北、33号線中央） 午後の部：14:00~16:00（三津、北条、上浮穴）	松山	愛媛県自動車整備振興会 （松山市森松町1075－2）	72名
11月17日（木）	午前の部：10:00~12:00（今治西） 午後の部：14:00~16:00（桜井、伯方）	今治	今治市越智郡自動車整備事業協同組合（今治市阿方592－1）	40名
11月18日（金）	午前の部：10:00~12:00（新居浜ディーラー、新居浜南） 午後の部：14:00~16:00（新居浜東、新居浜西）	新居浜	東予自動車会館 （新居浜市本郷3丁目5－35）	70名
11月21日（月）	午前の部：10:00~12:00（宇和島南部、津島） 午後の部：14:00~16:00（吉田、南宇和）	宇和島	道の駅　津島やすらぎの里 （宇和島市津島町高田甲830－1）	40名
11月25日（金）	午前の部：10:00~12:00（33号線南、56号線（余戸、生石、竹原、土居田、富久）） 午後の部：14:00~16:00（伊予市・伊予郡）	松山	愛媛県自動車整備振興会 （松山市森松町1075－2）	72名
令和5年 1月19日(木)	**午前の部：10:00~12:00 午後の部：14:00~16:00**		**愛媛県自動車整備振興会 （松山市森松町1075－2）**	**72名**

（２）研修対象者

各事業場に届け出されている道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（自動車検査員を兼務している者で、令和４年度の自動車検査員研修を受講した者を除く。）であって**事業場の代表１名のもの**

（３）研修内容

整備事業に関する法令及び通達、その他整備主任者に必要な事項等

（４）研修教材

整備主任者法令研修教材（令和４年度版）

－全国教材
－地域教材

※各研修教材は、四国運輸局ホームページからダウンロードして印刷し、持参願います。

※研修当日、会場にて、自動車整備振興会が販売する研修教材（有料）を購入することは可能です。

（５）その他

筆記用具、マスク及び**運転免許証等（写真入りで本人確認できるものに限る）**を持参して下さい。

会場の定員、駐車場の都合等のため、事業場の対象地区により場所（会場）を**区分けしていますので、定められた日付の受講をお願いします。**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策にご協力ください。別紙参照

２．　１．における受講者以外の整備主任者に関する事項**【重要】**

（別添　令和４年度整備主任者法令研修実施要領第２　２.）

事業場に２名以上整備主任者が選任されている場合は１．において受講した整備主任者が事業場の未受講者に対し※事業場内研修をおこなってください。

※事業場内研修は別添　研修令和４年度整備主任者法令研修実施要領第２　２．に則り実施してください。

令和４年度自動車検査員研修（支局研修、事業場研修）を受講した検査員で整備主任者と兼務している方は整備主任者法令研修の受講義務はありません。

事業場内で研修を実施した場合は、事業者名、事業場名、認証番号、講師名、受講者の氏名及び生年月日、受講日を事業場ごとに取りまとめの上、専用報告書を令和５年１月３１日（火）までに**愛媛県自動車整備振興会を経由して愛媛運輸支局長あて**報告してください。

報告書がない場合「未受講」扱いとなり行政処分の対象となる場合があります。

また、報告期限を過ぎて提出のあったものは受講したものとはみなされませんので注意してください。

専用報告書リンク：

四国運輸局ホームページ（組織別情報＞自動車技術安全部＞整備主任者研修　令和４年度　整備主任者研修（法令研修）の開催案内　愛媛　報告書

https://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/seibisyuninsyakensyuu.html

３．自動車整備振興会及び自動車車体整備協同組合からのお知らせ

（一社）愛媛県自動車整備振興会からお知らせがありますので、
別途、ホームページ等の確認をお願いします。
URL・・・http://www.easpa.jp/

愛媛県自動車車体整備協同組合からお知らせがありますので、
別途、ホームページ等の確認をお願いします。
URL・・・https://www.ehime-syatai.com/

４．問い合わせ先

愛媛運輸支局検査整備保安部門
住　所：愛媛県松山市森松町１０７０番地
ＴＥＬ：０８９－９５６－１５６１
ＦＡＸ：０８９－９６９－０５５６

（一社）愛媛県自動車整備振興会
住　所：愛媛県松山市森松町１０７５－２
HP：http://www.easpa.jp/
ＴＥＬ：０８９－９５６－２１８１
ＦＡＸ：０８９－９５６－２１８８

愛媛県自動車車体整備協同組合
住　所：愛媛県松山市森松町１０７５－２
HP：https://www.ehime-syatai.com/
ＴＥＬ：０８９－９５７－８７４０
ＦＡＸ：０８９－９５８－３０８

別紙

令和４年度整備主任者法令研修を受講予定の皆さまへ

（各事業場に選任されている整備主任者のうち、代表者１名を対象とする、運輸支局職員講師による集合研修（以下、整備主任者集合研修という。））

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、整備主任者法令研修の開催について、以下のとおり対策を講じます。

内容について了承頂くとともに、出席にあたっては、（１）に掲げる項目について、確実に実施頂けますようお願いします。

（１）整備主任者集合研修の受講に際し、皆さまにお守りいただきたいこと

・対象地区及び指定日時での受講をお願いします。
・会場に入る前には、手洗い又は手指の消毒の実施をお願いします。
・会場内ではマスクを着用及び咳エチケットの徹底をお願いします。
・研修当日の体温測定ならびに症状の有無を確認してください。発熱がある方、具合の悪い方は参加できません。
・過去２週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加できません。
・緊急事態宣言若しくはまん延防止等重点措置が発令された地域または海外への訪問歴が 14 日以内にある方は参加できません。
・県外からの受講はできません。
・入退場時及び待合場所等における密集・密接の回避にご協力ください。
・着席中、休憩中、研修後の会話はなるべく控えるようお願いします。

（２）整備主任者集合研修の実施場所における対策

・参加人数を収容定員の 50%以下として開催します。
・マスクの着用がない場合は参加をお断りします。
・受講者の当日の体温確認ならびに症状の有無を確認し、発熱がある方、具合の悪い方は参加をお断りします。
・研修中の室内換気を実施します。
・主に参加者の手が触れる場所の消毒を実施します。
・飛沫感染等を防ぐため、一定の座席間隔を確保します。
・感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保します。

上記対策については、令和４年９月１５日時点における内容であり、変更となる場合があります。この場合、最新のものに更新します。

なお、政府及び地方自治体等の方針に基づき、中止又は延期とする場合があります。

別添

四国運輸局　愛媛運輸支局

令和４年度整備主任者法令研修実施要領

第１　目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

第２　研修の区分

研修は、支局研修と事業場内研修とに区分し、次の方法により実施すること。

１．　支局研修

⑴ 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者のうち、代表者１名を対象とする。

⑵ 研修会場及び研修実施回数

定められた対象区域の各会場において、研修対象者に対して１回実施する。

⑶ 研修内容

ア　関係法令及びその改正内容

イ　主要通達

ウ　特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保

エ　工場管理等

⑷ 研修時間

２時間以上とする。

⑸ 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、会場定員の５０％以下とする。

⑹ 研修教材

ア　全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。

イ　地域教材の内容は、地方運輸局、運輸支局が定めることとする。

⑺ 講師

運輸支局職員とする。

⑻ 研修の実施方法

ア　研修は、運輸支局長が愛媛県自動車整備振興会及び愛媛県自動車車体整備協同組合の協力を得て実施する。

イ　自動車検査員に選任されている者であって、同年度の運輸支局が実施する自動車検査員研修（支局研修）を修了した者は、道路運送車両法第９１条の３の規定に基づく同法施行規則第６２条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

２．事業場内研修

⑴ 研修対象者

１．支局研修を受講した者以外で各事業場において選任されている全ての整備主任者を対象とする。

⑵研修実施回数

各事業場内において、研修対象者に対して１回実施する。

⑶ 研修内容

１．⑶に同じ

⑷ 研修時間

１．⑷に同じ

⑸ 研修教材

１．⑹に同じ

⑹ 講師

１．支局研修を受講した事業場代表１名の者及び１．⑻ イの整備主任者法令研修を受けた者として取扱う自動車検査員研修（支局研修）を修了した者。

⑺ 研修の実施方法

２．に定める内容で実施する。

なお、自動車検査員に選任されている者であって、同年度の事業場内で実施した自動車検査員研修（事業場内研修）を修了した者は、道路運送車両法第９１条の３の規定に基づく同法施行規則第６２条の２の２第１項第８号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

⑻実施の記録・報告

事業場内研修を実施した場合、実施状況の写真及び研修内容を事業場内の教育内容として記録し保存する。事業場内研修の実施報告については別紙に定める様式にて事業場ごとに取りまとめ愛媛県自動車整備振興会を経由して愛媛運輸支局長あて報告すること。なお、提出期限は令和５年１月３１日(火)までとする。